

## くろまぐろの採捕の数量等の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第8条第2項に基づき、くろまぐろの採捕の数量等を次のとおり公表する。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類  
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚
- 2 対象となる期間  
第6管理期間
- 3 対象となる採捕の海域  
日本海及び瀬戸内海を除くその他の海域
- 4 当該採捕の海域に係る知事管理量  
2. 0トン
- 5 令和2年11月6日における当該採捕の数量  
1. 68トン
- 6 当該採捕の数量の知事管理量に対する割合  
84パーセント
- 7 通常の採捕が行われるとした場合に当該知事管理量の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えると見込まれる時期  
令和2年11月から12月頃